

- まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた事業に対する国からの財政又は税制の支援

【財政支援】地方創生関係交付金

R6：デジタル田園都市国家構想交付金 R7：新しい地方経済・生活環境創生交付金

【税制支援】企業版ふるさと納税

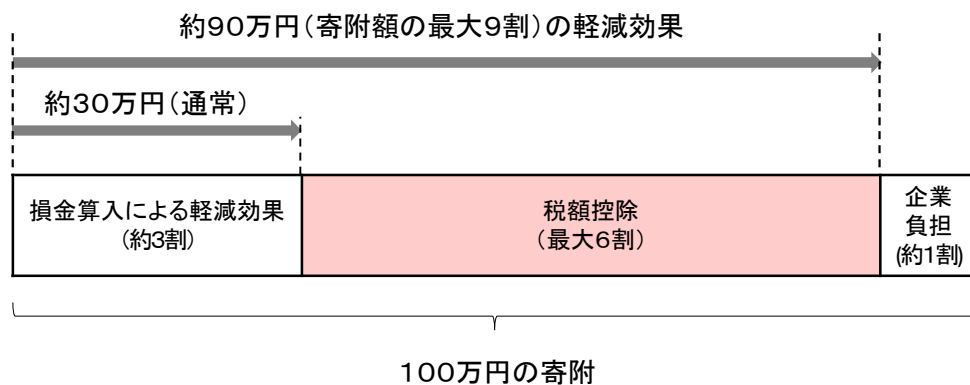
- これらの支援を受けるためには、国から地域再生計画等の認定を受けることが必要
- 地域再生計画等においてKPIを設定し、毎年度、効果検証が必要

1 地方創生関係交付金

- ・ 「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられた事業のうち、先導的な事業への支援
- ・ 対象事業は以下のとおり（新しい地方経済・生活環境創生交付金）
 - ソフト事業 ：ソフト事業及びソフト事業と連携する施設整備や事業設備・備品経費（ハード事業）が対象
 - 拠点整備事業 ：ハード事業（建築物の新築、増築等）が対象
 - インフラ整備事業：ソフト事業や拠点整備事業と連携したインフラ整備が対象
- ・ 補助率は1/2
- ・ 令和7年度より、産官学金労言の参画による交付金事業の進捗状況のフォローアップ・効果測定を実施することが求められている

2 企業版ふるさと納税

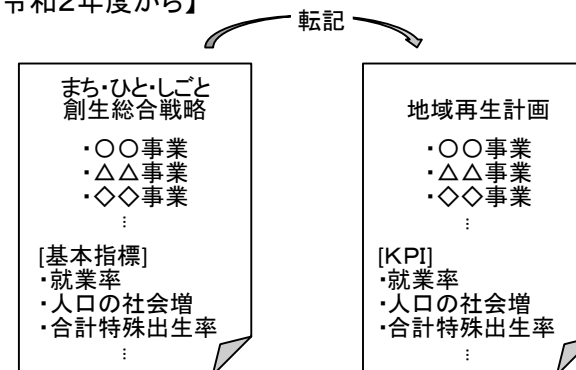
- 正式名称は地方創生応援税制
- 地方公共団体が行う地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合の、
税制上の優遇措置
※ただし、本社が所在する地方公共団体以外への寄附に限定
- 税の軽減効果は寄附額の最大9割



【参考】R6実績 寄附企業数 70社 寄附額 98,268千円

地域再生計画の認定手続き(イメージ)

【令和2年度から】



地域再生計画:総合戦略の転記による認定が可能
KPI:総合戦略の基本指標の転記が可能